

要するものについては、業者に委託し点検を行い、必要に応じて修繕などを実施しています。また、校舎など建物本体については、3年に1度、法律の規定により点検を行っています。さらに、各学校では先生方が月に1度、施設の安全点検を行い、床が剥がれてないかなどチェックしています。机やイス、配膳台などについては、各学校の先生方に普段からその状況を見ていただいております。壊れた備品などがあれば報告をいただき、その重要性や緊急性を考慮して、その都度対応しています。

次に、陽光台地区への公園整備についてですが、みらい平地区は、子育て世代の人口が増加しており、賑わいが出てきてい

ます。このような中、当市の公園については、「つくばみらい市総合計画」などにおいて基本方針を定め、計画的に整備をし、平成26年5月に開園した「みらい平さくら公園」をもって一段落したところです。現在、陽光台小学校のあるみらい平地区に整備されている公園には幾つかの種類があります。小さな公園で広場や遊具などを備えた公園が11カ所、運動ができる広場や緑がたくさんある「福岡堰さくら公園」と同じ位の大きさの公園が2カ所、さらに大きな公園で「みらいの森公園」という、自然環境を保全するなど地域の特徴を生かした公園が1カ所整備されています。



伊奈東中学校 3年
ふくだ しおり
福田 菜 議員

自転車走行路の表記について

【質問】

先日、自転車走行についての法律が改定されました。そこで、自転車の走行路の表記をしてはどうかと考えました。自転車走

行の法律が改定される前も、歩道の自転車走行は禁止でしたが、今後は、さらに厳しく取り締まられます。しかし、私の通学路には、広い歩道もあり、通

学の際には、自転車でその歩道を通っています。私自身、この道は自転車でも通ってもよいのかと不安に感じたり、歩行者やほかの自転車と接触してしまわなにかと思ったりします。そこで、広い歩道には自転車専用の走行路の表記を行ったり、歩道のない道路には、自転車の速度の低下を求める表記を行ったりすることを提案します。歩道がないところでの安全確保はもちろんですが、走行路の幅がある程度狭くしておけば、並列走行防止にもつながると考えます。不慮の事故などが起きぬよう、前向きな回答宜しくお願いいたします。

【市長答弁】

道路交通法上、自転車は軽車両とされているため、車道を通ることになっており、進行方向左側の路側帯を通行しなくてはなりません。しかし、「自転車通行可」の標識がある歩道、道幅が狭く車の通行量が多いなど車道の通行が危険と感ずる場合には、歩道を通行することができます。福田議員の通学している伊奈東中学校周辺の歩道には「自転車通行可」の標識が設置されていますので、通行することとは可能です。しかし、歩行者を優先するというルールは変わりません。

市では「つくばみらい市歩道整備基本計画」を策定し、この計画に基づき、道路整備に取り組みしており、福田議員ご指摘の、歩道のない道路での自転車の速度低下や注意喚起については、ポール設置により低速走行を促す対策や、通学路やスクーリングゾーンなどであることを路面に表示し、利用者に注意喚起するなど対策を実施しています。

ご提案の自転車走行路の表記については、歩道に走行路を表記した場合、自転車優先帯と間違われ、歩行者の危険度が増すことも考えられます。表記にあたっては、実際に取り入れている市町村の事例などを参考に検討していきます。

議事日程終了にあたり 片庭市長よりあいさつ

中学生議員の皆さんの質問どれもが的を射た質問で、身が引き締まる思いで聞いていました。皆さんそれぞれが、まちづくりや将来について真剣に考えている証であると、頼もしく、そしてうれしく思っています。

国会では選挙年齢を「18歳以上」とする法改正がなされました。選挙権を得た暁には、ぜひ、投票に参加していただきたいと思えます。



※今回は議事の概要を掲載しました。当日の議事録は今後、市のホームページに掲載予定です。